

令和2年度
事業計画書及び予算書

新潟市江南区社会福祉協議会

令和2年度 新潟市江南区社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

今日、個人や世帯を取り巻く環境が大きく変化し、8050問題など社会的孤立の社会課題化、複合的な要因から陥る生活困窮など、様々な地域生活課題が顕在化するなか、国においては、「地域共生社会」の実現に向けて、包括的支援と多様な参加・協働の推進に関して検討が進められています。

また、全国各地で豪雨や台風などによる大規模な災害が頻発しており、この災害多発時代を迎えた今、安心安全への取り組みも、さらに大きな課題となっています。

それらの状況に対応するため、地域の人と人とながら関係性を再構築できるよう地域福祉活動をさらに推進し、地域住民同士の助け合う関係性を広げ育むことができるよう「支え合いのしくみづくり」を進めていきます。また、新潟市社協基本理念である「見逃さず受けとめ、つなぎ、共に創る社協」の実現のため、地域生活課題について、多領域・多機関との連携・協働を深めながら、住民主体の地域活動を創出するなど、「コミュニティソーシャルワーク（個別支援・地域支援）」をさらに進めていきます。

これらを踏まえ、地域福祉を推進してきた社会福祉協議会の基本的役割・機能である「協働の中核」としての存在をより強固にし、その存在意義を江南区内に広く認知・支持いただけるように、さらなる取組みの推進に努めます。

また、本年は平成27年度策定の江南区ふれあいささえあいプラン（6ヵ年）の最終年にあたることから、その基本理念である「みんなでささえあい安心して暮らせるまち「江南区」」の実現のため、確実な遂行及び次期計画策定に向けた取組みを実施します。実施にあたってはコミュニティの特色や地域性に応じた住民の主体的な福祉活動が展開されるように、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）、地域コミュニティ協議会、自治会・町内会を中心としながら、民生委員児童委員、社会福祉法人・福祉施設、企業、学校など多様な地域に関わる人々との連携・協働による地域づくりをより一層推進していきます。

【重点目標】

1. 地域福祉活動の推進

制度の枠や「支える側」「支えられる側」というこれまでの関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いに助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めます。また、地域力の向上を目指して、各地区社協の活動や組織の基盤強化を支援します。

さらに、区圏域支え合いのしくみづくりの推進を図るため、地域ニーズや社会資源の実態を把握するとともに、冊子等にまとめ資源開発や生活支援サービス等の充実に努めます。

2. 見守り生活支援の推進

誰もが地域で安心した生活が送れるよう、地域での見守り、生活支援、地域交流の促進を図るとともに、複合的な課題や制度の対象とならない地域生活課題に対して、福祉専門職や関係機関との連携をさらに深め、個別支援と地域支援を統合的に実践するコミュニティソーシャルワーク機能をより一層強化していきます。

さらに、住民主体の生きがい・交流活動・支え合いの拠点となる地域の茶の間・いきいきサロン等への支援を区圏域・日常生活圏域支え合いのしくみづくり会議との連携等により強化していきます。

3. ボランティア・市民活動の推進

ボランティア・市民活動センターを「住民参加・協働」による地域福祉を進める身近な窓口としての機能を強化し、地域の人材の育成・確保やボランティアの裾野の拡大に努めるとともに、ボランティア・市民活動センターの活性化を図るため、ボランティア・市民活動センター運営委員会を開催します。また、地域で誰もが共に生きることを大事にする福祉観の啓発や社協活動の理解を促

進するための福祉教育を学校・地域・企業等に広く進めていきます。

さらに、災害にも強いまちづくりを目指し、災害ボランティアセンター運営事業の充実に努めるとともに、平時からのつながりづくりを強化します。

4. 広報・啓発活動の推進

社協の活動や地域福祉活動を広く知ってもらうための戦略的な広報の展開と区民や区内の多様な主体が福祉に関心を持ち、地域の福祉課題の発見や共有、解決に向けた取り組みができるよう意識醸成を図ります。

なお、広報紙・ホームページ等の媒体やあらたにSNSの導入を検討するとともに、地域福祉推進フォーラム・地域行事等のあらゆる機会を捉えて積極的かつ効果的な広報・啓発活動を進めます。

5. 組織運営の充実強化

理事会・委員会機能について、より一層強化を図り、多様な意見を反映させて、開かれた区社協運営を進めます。また、安定的な財源確保のために、会員会費の納入率の向上に努めるとともに共同募金運動の展開に積極的に協力します。

【事業概要】

1. 地域福祉活動の推進

(1) 地区社協活動交付金事業

各地区社会福祉協議会の活動が円滑に行われるよう活動費助成及び活動の支援を行います。

(2) 地域ふれあい助成事業

地域内において、自主的に福祉活動の推進を図ることを目的に実施する懇

談会・ふれあい給食・世代交流活動等に助成を行います。

(3) 歳末たすけあい助成事業

歳末たすけあい募金の配分金を受け、地域福祉の推進のため、住民が主体となって行う福祉活動や、福祉施設が地域と協働で行う事業に助成を行います。

(4) 地域福祉活動計画推進事業

①地域懇談会（座談会）の開催

地域における様々な地域生活課題を把握し、その解決に向けた取組みの行動計画（地域福祉活動計画）及び次期行動計画の策定に向けた住民参加による話し合いを進めます。

②江南区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の開催

地域福祉計画・地域福祉活動計画に対する様々な活動の進捗状況の把握と計画に対する評価・進行管理等を行うとともに、次期計画の策定に向けた取組みを進めるため、江南区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を開催します。

(5) 地域包括ケア推進事業（新潟市 受託事業） **【重点事業・拡充事業】**

区圏域の支え合いのしくみづくりをさらに推進するため、日常生活圏域支え合いのしくみづくり会議、区自治協議会と連携しながら、地域ニーズ等の実態を把握し、見える化で表すとともに、担い手組織の立上げ支援、また不足するサービス創出など資源開発を行います。

(6) 地区別社協説明会

自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、民生委員児童委員、老人クラブ、社会福祉法人、企業等の地域の多様な主体を対象に、社協の役割・組織・事業・会員会費などを説明し、より一層の関係を築くことを目的に開催します。

(7) 地区社協支援事業

地区社協活動が、住民主体の円滑な推進や活性化を図るため、各地区社協との連携強化や基盤整備を行うとともに活動の支援を行います。また、理解を深め、実践を促進するための研修会を開催します。

2. 見守り生活支援の推進

(1) 友愛訪問事業

見守りが必要な一人暮らしの高齢者や要配慮者に対して、安否確認と孤独感の解消を図るため、地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という）やボランティアの協力のもと、定期的な見守りや訪問活動について、実施地域を拡大するとともに内容を充実して行います。また、訪問ボランティアの交流会を開催します。

(2) おせち料理配食事業

見守りが必要な75歳以上の一人暮らし世帯及び高齢者のみ世帯等に住み慣れた地域で安心して新しい年を迎えていただきたいと、地区民児協やボランティア、製造業者、学校等の協力のもと、小学生のお手紙を添えておせち料理を年末にお届けします。

(3) 子育て支援事業

子育て中の不安・ストレスの解消や情報交換、仲間づくりの推進を図るため、子育て中の親子が交流できる場（子育てサロン）を実施している団体に活動費の助成及び相談援助を行います。

(4) 緊急情報キット配布事業

70歳以上の一人暮らし世帯及び高齢者のみ世帯、障がい者世帯、見守りが必要な方に対する安心安全のため、地区民児協の協力のもと、緊急連絡先・持病・かかりつけ医・薬の情報等を入れるキットを配布します。

(5) サロン支援・助成事業

住民主体の生きがい交流活動・支え合いの拠点となる地域の茶の間・いきいきサロン等への助成を行うとともに、区圏域・日常生活圏域の支え合いのしくみづくり会議と連携・協働し、立ち上げ支援や活動団体の研修会等の取組みを強化します。

(6) コミュニティソーシャルワーク事業 **【重点事業・拡充事業】**

既存の制度では対応が難しい、多様な地域生活課題（ゴミ屋敷、ひきこもり、貧困家庭の子ども、身寄りなし高齢者など）を受け止め、地域住民や福

社専門職・関係機関との連携をさらに強化し、一人ひとりの生活課題の解決に努めると同時に、地域課題解決のための新たな社会資源の開発やしくみづくりを目指します。また、認知症になっても安心して暮らし続けられるように、認知症を地域全体で考え、支え合えるまちづくりを進めます。

(7) 学習支援事業（新潟市 受託事業）

生活保護世帯・生活困窮世帯・ひとり親世帯の児童・生徒（秋葉区含む）に対し、継続的な学習の機会及び居場所として「子ども勉強会」を提供し、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図ります。

(8) 高校進学に向けた相談支援事業

生徒・保護者が進学を断念することのないように、高校進学のための経済的支援の一覧表（奨学金等）を各中学校に周知・配布し、支援を要する世帯への相談支援を行うとともに、孤立防止を図ります。

(9) 心配ごと相談事業

地域住民の日常生活上のあらゆる心配ごとに対して、民生委員児童委員の協力を得て、適切な助言・指導・解決への方向づけができる身近な相談所を開設します。

(10) 生活福祉資金貸付事業（県社協 受託事業）

民生委員児童委員の協力のもと、低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯の経済的自立、社会参加の促進を図るため各種資金の貸付と必要な援助指導を行います。

(11) 行旅人旅費貸付事業

紛失や盗難等で所持金を失くした行旅人に対し、目的地までの交通費の一部を貸付します。

(12) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方を対象に、地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの利用援助や日常的なお金の出し入れの支援を行います。

(13) おもいやりのひとかき運動

地域での思いやりと助け合いの心を育む運動として、バス停や横断歩道付近の適当な場所に除雪用スコップを設置します。

(14) 住民参加型在宅福祉サービス事業 「リボンの会」

住民同士の助け合い事業として、介護保険等の公的サービスの対象とならない家事援助や日常生活支援を会員（利用会員・協力会員）制で行う福祉サービスの充実を図ります。

3. ボランティア・市民活動の推進

(1) ボランティア・市民活動センターの運営

ボランティア活動や市民活動に関する身近な相談窓口として、相談、連絡調整、情報提供、活動支援を行うとともに、また、ボランティア・市民活動の募集やイベント情報、ボランティアルームの利用促進を掲載した情報誌(サロン・ド・ボラ)を隔月発行します。

さらに、ボランティア・市民活動センターを活性化し、充実を図るためのボランティア・市民活動センター運営委員会を開催します。

(2) 災害ボランティアセンター運営事業 **【拡充事業】**

災害時における区災害ボランティアセンターの運営及び災害ボランティア活動を円滑に行うために、設置訓練・研修会及び区災害ボランティアネットワーク委員会を開催します。なお、設置訓練では、市社協本部とも連携するとともに、サテライトでのセンター設置により地域に根差した実施を図ります。また、災害にも強いまちづくりを目指し、平時のネットワークの充実に努めます。

(3) ボランティア・市民活動育成事業

ボランティア活動への理解・関心を育むとともに、ボランティアきっかけづくり講座や受入施設担当者研修会などを開催することにより、地域ニーズにもつながるボランティアの育成を行います。さらに、ボランティアサロン

を毎月開催し、情報交換の場を提供します。

(4) 福祉教育推進事業

地域の福祉課題の発見や共有、解決に向けた取り組みができるよう意識醸成を図り、お互いが地域で助けあいながら、よりよく暮らす共生力を育む福祉教育を学校のみならず、地域・企業等にもさらに拡大し、あらゆる世代に対し実施します。なお、実施にあたり、ボランティア・市民活動センター運営委員と連携・協働しながら進めます。

(5) 元気力アップサポーター事業

高齢者が施設等で行うサポート活動を通じて、社会参加と健康増進・介護予防に繋がることを目的に、サポーター研修及び活動先の開拓等を行います。

4. 広報・啓発活動の推進

(1) 地域福祉推進フォーラム事業（区民福祉大会）

区民及び社会福祉関係者による福祉活動への参加を促進し、相互理解と連携を深めると同時に、多年にわたって社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰するため、江南区役所健康福祉課と共催で地域福祉推進フォーラム（区民福祉大会）を開催します。

(2) 広報事業

① 区社協だより『こころ』の発行

区社協事業や活動、区内の福祉施設や地域福祉活動等への理解と、区民の福祉意識の醸成を図るため広報紙を発行します。（年2回）

② ホームページ等による情報発信

ホームページにより幅広い世代に向けた有効な広報手段として、区社協事業、お知らせ・イベント情報・災害支援情報等の発信を行います。また、SNSの効果的な導入について検討を進めます。

(3) 福祉啓発事業

地域共生社会の実現に向けた協力し合う環境の醸成を図るため、関係団体と連携して、福祉活動や福祉施設への理解の深化を促すとともに交流の機会を提供する各種講座やイベント等を開催します。また、地域の福祉課題の発見や共有、解決に向けた取り組みができるよう意識醸成を図るため、地域行事等のあらゆる機会を捉えて積極的かつ効果的な広報・啓発活動を進めます。

5. 組織運営の充実強化

(1) 社協一般会員会費及び賛助会員会費の安定確保

区社協事業の財源となる会員会費について区民・企業・団体の理解を得るため、事業内容を様々な機会で広く周知を行い、役職員一体となって会員会費の安定確保と納入率の向上に努めます。

(2) 理事会機能の充実・強化

区社協の運営、事業執行に多様な意見を反映させるため、理事会・監事会・各種委員会を開催し、より開かれた区社協運営を図ります。

① 理事会

② 監事会

③ 委員会

○運営検討委員会

○災害ボランティアネットワーク委員会

○ボランティア・市民活動センター運営委員会

(3) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力

区社協に新潟市共同募金委員会江南区分会の事務所を置き、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金運動の協力をします。

(4) 江南区民生委員児童委員連絡協議会との連携・協力

地域福祉の担い手である民生委員児童委員との協働を進めるため、江南区民生委員児童委員連絡協議会の定期開催に協力するとともに、各地区民児協の定例会にも適宜出席し、民生委員児童委員との連携強化を図ります。